

海田町事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

海田町長 竹野内啓佑

## 海田町規則第 8 号

海田町事務組織規則の一部を改正する規則

海田町事務組織規則（平成 12 年海田町規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 企画部の部資産活用課の款町有財産係の項第 2 号中「新庁舎移転関連事務並びに」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。